

航空宇宙関連産業取引促進（視察商談ツアー）業務委託にかかる
企画提案競争実施要領

令和8年 月 日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する「航空宇宙関連産業取引促進（視察商談ツアー）事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この企画提案競争実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき企画提案競争を実施する。

1 本業務の概要

- (1) 業務件名及び数量 「航空宇宙関連産業取引促進（視察商談ツアー）事業業務」一式
- (2) 業務の仕様 資料2【業務仕様書】のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和9年2月26日（金）
- (4) 委託契約額の上限 3,281千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記の金額は、提案に当たっての上限額であり、契約額は別途決定する予定価格の範囲内で決定する。

2 企画提案競争担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県商工労働部次世代産業課（担当：小椋）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024-521-8568（直通）

F A X 024-521-7932

電子メールアドレス next-generation@pref.fukushima.lg.jp

3 企画提案競争参加者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決

定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(8) その他、福島県との協議に柔軟、かつ真摯に対応できること。

4 企画提案競争に関する手続き

(1) 企画提案競争に係る書類の交付

企画提案競争に参加を希望する者は、福島県次世代産業課のホームページからダウンロードして入手すること。

(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/>)

(参考) 検索サイトを利用し、「福島県次世代産業課」で検索すると表示される。

(2) 企画提案競争参加届出書の提出（必須）

企画提案競争参加者は、【様式1-1 企画提案競争参加届出書】（以下、「企画提案競争届出書」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年6月30日(火)午後5時(必着)

イ 提出方法

福島県次世代産業課に持参、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で提出すること。

※持参する場合：受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送等する場合：郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。メール、FAXによる場合は、必ず電話で到着したことを確認すること。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合、企画提案競争参加者は【様式1-2 実施要領等に関する質問書】を次のとおり提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年6月24日(水)午後3時まで(必着)

イ 提出方法

原則として電子メール又はFAXにより「2 企画提案競争担当課」に送付すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問の要旨とその回答をホームページに掲載する。

エ 回答期日

令和8年6月26日(金)午後5時まで、随時回答を行う。

(4) 企画提案競争提案書等の提出(必須)

企画提案競争参加者は、【資料3 企画提案競争提案書作成要領】で定める書類(以下「企画提案競争提案書等」という。)を次のとおり提出するものとする。

ア 持参する場合の提出方法

令和8年7月3日(金)午後3時まで

「2の企画提案競争担当課」に提出すること。

イ 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案競争提案書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により**令和8年7月3日(金)午後3時まで**「2 企画提案競争担当課」に到達するように送付すること。

ウ 留意事項

企画提案競争提案書等は企画提案競争参加届出書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(5) 企画提案競争提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案競争提案は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

- イ 企画提案競争届出書を提出しなかった者又は企画提案競争届出書に虚偽の記載を行った者による提案
 - ウ 1(4)に示す委託契約額の上限額を超える提案
 - エ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
 - オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - カ その他、企画提案競争に関する条件に違反した提案
- (6) その他
- ア 企画提案競争参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ない。
 - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
 - ウ 提出された企画提案書等は福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となる。

5 委託候補者の決定方法について

(1) 企画提案競争の審査

企画提案競争の審査は、別途設置する「企画提案競争審査会」(以下「審査会」という。)が書面により行う。

(2) 委託候補者の決定

審査会は、本業務に最も優れた企画提案競争参加者及び次点者を特定するものとする。

県は、審査会からの報告を基に、委託候補者及び次点者を決定するものとする。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	ウェイト	評価基準
企画全般	× 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県の航空宇宙産業振興の趣旨を十分理解した提案となっているか。 ・ 案内先である航空宇宙関連産業の川下企業や中核企業の情報を十分に有しているか。
業務遂行力	× 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空宇宙関連産業の川下企業及び中核企業への商談会案内等に類する経験や実績が十分にあるか。 ・ 確実に遂行できる計画となっているか。

経費積算	× 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算単価や数量は妥当か。 ・ 提案内容と積算との整合性はあるか。
------	-----	---

(4) 企画提案競争参加者への審査結果の通知

県は、委託候補者及び次点者を決定した後、各企画提案競争参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して10日（土曜日又は日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、説明請求に対する回答の内容は、「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総合得点」を公表するものとする。

6 企画提案競争への参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

企画提案競争参加届出書を提出した者が、企画提案競争への参加を途中で取りやめる場合には、〔様式1-3 企画提案競争参加辞退届〕を「2 企画提案競争担当課」に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案競争提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と競争を行うものとする。

イ 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者が契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則第229条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 公正な企画提案競争の確保について

(1) 企画提案競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 企画提案競争参加者は、企画提案競争に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競争参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案競争提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案競争参加者は、委託候補者の決定前に、他の企画提案競争参加者に対して企画提案競争提案所を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案競争参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画提案競争を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案競争参加者を企画提案競争に参加させず、又は企画提案競争の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 企画提案競争への参加に要する経費は全て企画提案競争者が負担するものとする。
- (2) 企画提案競争参加者が県に提出した書類は返却しない。

(契約保証金の減免)

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去二年間に国(予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が五十万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十 除染作業業務委託契約または森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- 十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- 十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しを拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- 十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- 十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- 十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。